

令和3年6月9日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会

ワクチン職域接種について（ご案内）

自治体によるワクチン接種の負担の軽減を図り、新型コロナウイルスのワクチンの接種を加速化するため、医師や場所を確保できることを前提として、本日から、企業・団体からの職域接種の申請の受付が開始されました。

中小企業は産業医が常駐しておらず、企業内に診療所などはありませんが、地域の団地組合や職域同業種組合などにおいては、組合施設内に診療所や契約産業医などが設置されている場合もあります。

つきましては、職域申請を希望される組合様の要件・申請方法は下記となりますので、ご連絡いたします。

記

【官邸 HP】

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/shokuiki_sesshu.html

【職域接種の申請から接種までについて】

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000083462.pdf>

【専用 WEB 入力フォーム】 <https://ova.gbiz.go.jp/>

1. 職域接種を実施するにあたっての基本要件

- (1) 医師・看護師等の医療職の他、会場運営のスタッフ等、必要な人員を組合等が自ら確保すること。また、副反応報告などの必要な対応を行うことができること。
- (2) 接種場所・動線等の確保についても組合等が自ら確保すること。
- (3) 組合内連絡体制・対外調整役となる窓口を確保すること（事務局を設置すること）。
- (4) 同一の接種会場で2回接種を完了すること、最低2,000回（1,000人×2回接種）程度の接種を行うこと（4週間後、2回目の接種ができること）。
- (5) ワクチン(モデルナ)の納品先の組合等でワクチンを保管し、接種すること。

2. 申請の流れ

- (1) 上記要件の(1)、(2)、(3)を確保の上、接種計画を作成。
- (2) 都道府県（保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策等）に提出し、了承を得る。
- (3) 了承を得た事項を都道府県から厚労省に提出。

- (4) この間は国（NEC が業務代行）が行う
- (5) ディープフリーザーを設置し、ワクチンの納品リハーサルを実施。
- (6) ワクチン接種を実施。実績報告。
- (7) 費用請求を行い、後日、入金を確認。

3. 想定される組合等の作業内容

(1) 人員の確保

医師・看護師等の医療職の他、会場運営のスタッフ等、必要な人員の確保

<具体的に必要な人数（例）>

- ・接種人数：400 人/日・接種時間：8 時間（9 時～18 時※1 時間休憩）
- ・3 レーン設置 15 人程度/1 レーン/1 h
- ・医師 2 名（問診）、看護師 5 名（接種 3、予診票 2）、事務職 6 名（受付 2、誘導 2、消毒等の対応 2）会場責任者 1

(2) 会場等の確保

会場を設置するに当たり、接種場所・導線等についても組合等が自ら確保するとともに、各種物品を確保する必要がある。

納品先の事業所でワクチンを保管の上、接種することになることに留意。

<具体的な準備（例）>

- ・（医療機関でない場所で接種を実施する場合）医療法上の開設届け
- ・会場レイアウトの作成、導線確認
- ・ワクチンの配送訓練の実施
- ・消毒用アルコール綿、体温計、救急用品、針捨て容器、使い捨て手袋等の用意

(3) 組合等事務局の役割

組合等において社内連絡体制・対外調整役を確保し、医療機関や都道府県等との連絡調整等を行う必要がある。

<具体的に対応する必要がある事項（例）>

- ・従業員等のうち、接種を希望する者の把握、必要なワクチン量の算定
- ・スケジュール設定（接種計画の作成）
- ・会場運営にかかる企画・全体調整（医療機関、都道府県、ワクチンを配送する卸売販売業者等との連絡調整などを含む）
- ・集合契約への加入等の行政手続き
- ・医療機関と連携しつつ、予防接種に係る費用の請求（1 接種につき 2,070 円（時間外及び休日の場合は割増あり）で人員の確保、必要物品の用意等を行うこと）

4. 国から用意されるもの

- (1) ワクチン保管用の冷凍庫（要返却）
- (2) 武田/モデルナ社ワクチン
- (3) 接種用の針・シリンジ